

第 159 話<同志会>の要約と参考資料

第 159 話<同志会>の要約

第 5 次認定患者は「同志会」を結成し、訴訟でも公健法でもなく、知事あっせんによる一時金補償を希望しました。その条件は「守る会と絶縁」「提訴しない」。病苦と生活苦ゆえに一時金を選択した患者。低額で納得できないと提訴した患者。和合の郷に亀裂が入りました。

第 159 話<同志会>の参考資料

159-1 第 5 次知事あっせんの経過

昭和 51 (1976) 年

3 月 30 日 第 5 次認定 38 名 (3 月 24 日付) を対象に、補償法に基づく補償給付制度について説明 (於岩戸支所)

説明会終了後、38 名の代表 5 名が高千穂町企画室長に対し知事補償あっせんを受けたい旨申し出る (36 名が記名押印)

4 月 4 日 守る会 (弁護士 2 名を含む) が訴訟等を応援する意向を説明 (於土呂久公民館)

4 月 24 日 高千穂町は被認定者 36 名 (町民のみ) に見舞金を交付 (1 人 1 万円)。あっせんを希望する患者が「」を結成

4 月 30 日 34 名 (代表小笠原仁一氏) があっせん依頼の嘆願書を町長に提出 (一時金希望・早期解決・家族の同意・守る会と絶縁・提訴しない誓約)

5 月 1 日 高千穂町長から環境保健部長にあてて、補償あっせんについて検討方依頼の文書が提出される

5 月 10 日 高千穂町長が県庁を訪れて知事あっせん依頼の意向を説明
守る会が県に、あっせん依頼に行政が介入していると抗議

5 月 17 日 34 名が知事あっせん依頼書を提出 (高千穂町長が副申)

5 月 18 日 宮崎県三役会議で、34 名のあっせん嘆願書の内容及び提出のいきさつから、これを断る理由がない。34 名の依頼について更に検討することにする。関係部長 (総務部・福祉生活部・商工労働部・農政水産部) 同席

5 月 22 日 高千穂町長・町議会議長ほか 2 名・34 名の代表 2 名が県庁を訪れて、それぞれの立場から知事あっせんを願い出る

5 月 27 日 第 5 次認定保留者 17 名のうち 10 名が認定される

5 月 28 日 環境保健部長が東京事務所 で住友鋳の意向を聴取。あっせんを受けたい意向は従前どおりとの回答

6 月 7 日 住友鋳の代表 (西家常務ほか 2 名) が県庁を訪れて、知事に会社側の意向を説

- 明し、あっせん依頼書を提出
- 6月14日 三役会議で、あっせんを行う方針を決定。環境長が土呂久を訪れて、被害者代表に説明。住友鋳には電話で通知。
5月27日付認定の10名中3名があっせんの追加依頼の嘆願書が提出。
- 6月15日 県が補償あっせんを行うことをプレスに発表
- 6月23日 守る会が知事あて、あっせんに関する申入書（過去のあっせんは違法かつ犯罪的である。5たび繰り返すな）を提出。
- 7月6日 第1回あっせん委員会～9月18日、第5回あっせん委員会
- 10月1日 あっせん意見書提出
- 10月9日 被害者、住友鋳、高千穂町にあっせん開始について案内
プレスに日程発表
- 10月13日 高千穂町岩戸支所で両当事者にあっせん案の提示
- 10月15日 両当事者からがあっせん案について受諾
- 10月16日 知事が岩戸支所に到着して調印式
- 10月18日 守る会から知事あて抗議文（違法性を追及等）
- 10月29日 37名の代表（小笠原仁一・佐藤十蔵・佐藤谷蔵の3氏）、高千穂町長、町議会議長らがあっせん謝礼のため県庁を訪れた
- 11月8日 第6回あっせん委員会で、第5次あっせんの経過を報告

159-2 第5次知事あっせん関係文書

1. 総会宣言

- 一、私共は補償金の一時払を希望するものであります
- 一、私共は補償金の斡旋交渉に対し、其の一切を代表者小笠原仁一に任せました
- 一、私共は補償案の提示が一日も早く実現することを期待するものであります
- 一、私共の内被害者を守る会員であった者は正式に脱退届を提出し、現在白紙の状態
如何なる干渉も受入れません
- 一、私共は必要に応じ同居家族の同意書を提出致しました
- 一、私共は如何なる事情相生じても絶対に提訴致しません
右宣言致します

昭和51年4月24日16時 岩戸支所に於て

第5次認定患者同志会一同 34名

2. 土呂久公害病第5次認定患者の補償金に関する知事斡旋方について（お願い）

昭和51年4月30日

宮崎県環境保健部長殿

高千穂町長 坂本来

このことについて、関係患者 34 名から補償金につき、知事に対し住友金属鉱山株式会社にその斡旋をお願いしていただくよう別添の嘆願書が町長宛提出されました。慎重に検討した結果、関係患者の特別事情、その他有形無形の諸事情から公害健康被害補償法の施行されている現在ではありますが、知事に補償斡旋をお願いすることが最善の方法と確信しますので、よろしく御取計いただきますよう関係書類の写を添付してお願いします。

関係書類

1. 土呂久地区公害健康被害補償金一時払請求希望者名簿
2. 同意書綴
3. 内容証明付脱退届綴
4. 委任状誓約書綴
5. 総会宣言
6. 参考表
7. 世話人名簿
8. 被害者を守る会脱退届綴

(昭和 51 年 3 月 24 日所属)

3. 嘆願書

土呂久地区公害病第 5 次認定患者代表 小笠原仁一

私達は昭和 51 年 3 月 24 日付で、公害健康被害補償法第 4 条第 2 項の規定に基づく、旧土呂久鉱山に係る第 5 次健康被害者に認定され、大変お世話になり誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

さて私達は公害健康被害補償法の施行下の今日、これに準ずべきことが当然の事とは充分承知の上であります。第 5 次健康被害認定者が高齢の者が多いこと、その他有形無形の特別事情により、敢えて高千穂町長を立会人とし法の適用をまたず、宮崎県知事に対し誠に恐縮ですが、住友金属鉱山株式会社に、土呂久鉱山の鉱害に係る障害補償の斡旋方を伏してお願いします。

斡旋に対しましては白紙委任があり、名目のいかんを問わず将来に亘り一切の請求を行わず、訴訟等信義に反する一切の行為を行わないことを誓約するものであります。尚さきに高千穂町長に対し知事斡旋を取計って頂くよう、嘆願書に関係書類を添えて提出しましたが、その写を別途添付しますので特別に御賢察下さいまして、是非障害補償につき斡旋頂きますよう、御願い申し上げます。

昭和 51 年 5 月 6 日

宮崎県知事 黒木博殿

4. 公害健康被害第 5 次認定患者の損害補償斡旋に関する意見及び嘆願書の進達について

昭和 51 年 5 月 17 日

宮崎県知事 黒木博殿

高千穂町長 坂本来

土呂久亜硫酸鉛害問題につきましては日頃被害者の救済に格別の御配慮を賜り御迷惑をおかけ致しまして、厚く御礼を申し上げます。

昭和 51 年 5 月 6 日付で第 5 次認定者 34 名の皆さんから知事に住友金属鉛山株式会社に対し損害補償の斡旋に関します嘆願書の進達につきまして申入れをうけましたが、公害健康被害補償法の施行下でもあり、現在までの認定患者 5 名による訴訟問題、今後予想される認定患者数、その動向等有形・無形の諸事情を十分ふまえながら慎重に考えました結果、次のようにまとめを致しましたので特別な事情を御賢察いただきまして知事の損害補償斡旋方を切にお願い致しますとともに嘆願書を進達致します。

1. 現在までの経過

- 1) 昭和 51 年 3 月 24 日第 5 次認定患者 38 名が決定したこと。
- 2) 昭和 51 年 5 月 6 日認定患者 34 名による知事に住友金属鉛山株式会社に対し、損害補償斡旋に関する嘆願書の進達願いが町長に提出されたこと。
- 3) 小職は代表者に対し「住友金属鉛山株式会社」に対し、一方では訴訟をし一方では損害補償要求するという矛盾あり、小職道義的問題、関係法令等を含めて公害健康被害補償法の適用が順当であることを強調し説得に努めた。

しかし、患者の皆さん 34 名は男子 10 名、女子 24 名で高齢者が多く病弱で無収入貧困者が多いこと。知事の損害補償斡旋については白紙委任で絶対に訴訟等を行わないことを強く訴えられている。

2. 小職は昭和 51 年 5 月 12 日役場会議室に岩戸出身 3 議員の立会のもとに代表者の出席を求め、知事に対する損害補償斡旋に関する第 5 次認定 34 名の嘆願書の内容等につき充分意見の交換を行いながら、その真意をたしかめ、真剣な願いが理解出来ました。

過去に於ても第 1 次から第 4 次に至る認定者 42 名（鶴野秀男、佐藤鶴江を除く）知事の補償斡旋をいただき、9 割の土呂久地区認定患者の皆さんに知事斡旋の補償をうけ、更に第 5 次認定者 38 名中 34 名 9 割の多数による土呂久地区町民の願いであり、是非之が実現について努力したいと思い、今回の補償斡旋をすることが最善の方法と考えます。

(出席者)

町 例

町長	坂本来
産業振興部長	内倉要三
企画調整室長	田崎真二
厚生課長	谷川正三

天岩戸支所長 渡辺睦夫

議会例

議長 佐藤武雄

議員 工藤林

議員 松崎秋雄

認定患者代表 (34名)

小笠原仁一

佐藤十蔵

佐藤谷蔵

小笠原キクエ

佐藤信子

5. 土呂久鉱山に係る健康被害の補償あっせんの実施について (通知)

昭和51年6月18日

高千穂町長殿

宮崎県知事 黒木博

このことについては、高発第900号、昭和51年5月17日付けで、貴職から、意見を添えて嘆願書の進達がなされていましたが、種々検討の結果、健康被害者側からの強い希望があり、町当局もその意向を確認したうえで、あっせんを要請されたこと、また企業側もあっせんを依頼されたこと等を考えあわせて、その信頼に答えるべく、従来どおりの補償あっせんを行うことを決定しました。

つきましては、今後とも御協力くださいますようお願い致します。

159-3 ○高○子さんの手記と脱会届

守る会機関紙「鉱毒」7, 8合併号(1975年8月)に載った○高○子さんの手記

一時も早く明るい家庭に

○高○子 高千穂町岩戸上永ノ内

私は岩戸の○高○子です。私は今度=1949年10月1日第4次=は認定されるものと信じて居りました(こんなに苦しい毎日を過ごしているのです)。私は昭和29年に臨時雇いで数カ月、そして昭和30年から病気になるまでの昭和37年の8年間を(昭和33年、34年から胃腸と気管支が悪くなったのですが)、鉱山で働いて炊事婦として働いて参りました。当時、職員合宿と言って居りました。亜砒焼の係長がおられたので、亜砒酸の窯出しとか袋詰めをするという時には、手が離せないからと言われるので、よく弁当を亜砒焼き窯まで持っていったものでした。当時はそんな毒性とは知らずに、今思えば本当にゾーッと致します。

昭和 33 年頃より 40 日ばかりの下痢に苦しみ、そして咳や痰が多くなって、ひどい咳をしていました。その間には熱がよく出ていました。熱の出たときには、岩戸の佐藤医院に行っていました。何時もカゼという事でした。そのうちに血痰が出はじめて、とうとう昭和 37 年には血を吐いて家に帰って、佐藤先生に往診をしてもらっていましたが（2 カ月ばかり）、少しもよくなるので町病院で治療することになり、2 ヶ月ばかりしてもらいましたが、少しも変りないので、延岡の県病院に昭和 37 年の 9 月から 3 ヶ月半入院しました。県病院では十二指腸かいようと気管支炎という事で治療をしてもらいました。けれどもやはり入院している間も、血痰が変らず出るので、かいようからとも気管支からとも血の出るのがわからないという事で、気管支造影という本当に苦しい検査をしてもらいましたが、はっきりした事はわからずじまいでした（胃の透視は週に 1 回してもらいました）。私が入院している間に、鉾山もとうとう解散となってしまったわけです。それから昭和 37 年の 12 月 30 日に退院したのですが（まだ血痰は出ていました）、家に帰って翌日には、40 度 5 分という高熱が出て、大晦日に家の人達に大変心配をかけたものでした。それから又、町病院通いがはじまったわけです（延岡にも何回か通院致しました）。私は昭和 39 年の 9 月に結婚しました。結婚してからも痰も多いし、咳は出る、血痰は出る、熱は出るのくり返して、家庭生活に入ってから度も度々、39 度余りの熱が出ていました。3 人目の子供が出来てからは思う様に病院にも行けずに苦しんできました。経済的にも苦しくて、給料のあった時には、2, 3 回は病院に行きましたが、医療費が続かず、いつも行きたいけれどもやめていました。

けれども本当に恥かしい話ですが、民生委員の人に頼んで、ここ 1 ヶ月ばかり、医療保護を受けています。今年の 5 月 31 日に又、町病院で気管支造影の苦しい、本当に苦しい検査をしてもらいました。

私は晩婚でしたから、家庭を大事にしたい、いい家庭を作りたいというのが、私の一番の希望でしたのに、その事が本当に残念でなりません。私も体が弱いといけないと思いつつも、気が短くなって子供をしかるし、主人は、私がこんなに長く体が悪いとこわがってばかりいるし、暗い家庭になってしまいました。こんな家庭を作るはずではなかったのに……といつもくやまれてなりません。私が少しでも働くことができたなら、もう少し明るさのある家庭ではなかったろうかと、本当にくやまれてなりません。又、家族に迷惑をかけているのが、本当に心苦しくてなりません。体が悪くなった頃から、ものすごく手足が冷えるようになり、時々しびれます。今でも足袋をはいていないと、足が冷えたら吐き気がくるしまつです。子供たち（長女小学 4 年、長男小学 2 年、二男 3 歳）を叱りながら、家事を手伝ってもらっています。この苦しみをどうぞよろしくお願い致します。自分の事ばかり書いて本当にすみません。

守る会の落合正会長に送った脱会届（内容証明用紙）

脱会届

住所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸

氏名 ○高○子 印

土呂久地区被害者を守る会 会長 落合正殿

第 5 次土呂久公害認定に当りましては格別なる御配慮を賜わり厚く御礼申し上げます。就ては去る 4 月 4 日土呂久公民館に於いて補償金額の問題で御指示頂きました件について、帰宅後家族とも相談の結果、訴訟に持込むことは全員不賛成につき御取消願ひ上げ度く、この段御通告いたします。

尚、私しは守る会員として署名捺印致した記憶はありませんけれども、貴殿の方に於いて会員として取扱いあるやに思はれますから、この際脱退を表明いたします。

昭和 51 年 4 月 14 日

この郵便物は昭和 51 年 4 月 14 日第 597 号書留内容証明郵便物として差し出した事を証明します

宮崎県天岩戸郵便局長 (51.4.14 12-18 宮崎・天岩戸の消印)

159-4 佐藤十蔵さんの健康被害とあっせん補償

佐藤十蔵さんの手記 (守る会機関紙「鉍毒」2号掲載)

こんな体にした砒素が憎い

私は大正 11 年頃より 13 年 3 月頃まで鉍山生活をしました。その間、アヒ焼きから鉍内にて仕事を致したのです。自分の父も大工でした。毎日ハコサシに行っており、時には家あつかいしたりして、アヒを頭からかぶり、その時はすぐに風呂にはいりアヒを洗い落したのです。早く落とさないとヒフがあれて、傷になるのです。アヒ焼きするもの又は女で鉍石と土をまぜてダンゴにして、それをカマにくべて焼いたのです。その時たきつけた時の煙の色は黄なみがかって、地上をはいまわるようにして土呂久全体をおおっていたのです。それで人々は農作物、なり木、畜産に多大の被害を出させたのであります。それで私達は鉍山を早くやめたのです。

この前話したように、私の病気は目まいがしたり、それから気が遠くなり目の前がくらくなるので、その時は早くその場にすわって 20 分くらいするとずっと気が付くのです。耳が遠いのです。そして手がしびれ、爪がわれ、指先が痛み、節々の痛み、時には指が伸ばぬ事もあります。それから足つり、ひざにかたいたまがいき、それをつまみよればなおり、こんどは太ももの所へ出るのです。それもある時間するとなおりますが、その時の痛さは何にもたとえられませんのです。また肩の所も同じであります。そして心臓も悪いのではないかと思います。脈が時々がた落ちしてとまります。いつときして又びしびしします。びしびし、やみ、びしびし、やみすることがあるのです。それから時々手がふるえて字が書けない時もあるのです。私の病気はこのくらいです。何とぞよろしくお願い致します。

1975年2月3日朝日新聞二社面記事

「早く土呂久病認定を / やはり体は汚れていた / “ヒ素づけ”の過去 / 2回もはねた県の検診」

「こんどこそは認定してもらわんと」—2日、岡山大医学部衛生学教室の自主検診結果を聞いた佐藤十蔵さん(66)は目を輝かせた。これまで訴え続けてきた病状が検診団に認められたのだ。亜ヒ焼きの経験がありながら、宮崎県の検診結果では2回も振り落とされてきた。それがこんどはじめて“認定への切符”を手渡された。十蔵さんはその場で宮崎県に認定を求める申請書を作った。

検診団が認めた十蔵さんの病状は知覚、痛覚低下、色素沈着、両ひざ関節炎、白ろう症状、歩行障害……。検診団長の太田武夫講師は「ヒ素だけでなく、鉛などの重金属汚染が顕著に出ている。認定患者として当然、拾い上げるべきではないですか」という。

十蔵さんは大正10年から14年まで、土呂久鉱山で坑内運搬、亜ヒ焼きに従事、その亜ヒ焼きの情景はいまなお十蔵さんのまぶたから消えていない。

「亜ヒが顔につくときずになって汗が出るので、おしろいを塗り、その上にタオルを巻いて防いでいました。焼き窯の煙の色は黄色かかかっていて地上をはい回るようにして土呂久全体を覆っていたのです。飲み水にも毒。だから、体全体に毒が入っちゃっつとです」

(略)十蔵さんは「これでは体があぶない」と鉱山行きをやめた。その後は土呂久地区で、木炭焼きや大工工事。関節炎など体の異状が激しくなったのは昭和13年ごろから。いまも週3回の病院通いが続く。バスがないため、行き帰りはタクシーで。1回920円、医者代1000円。もっと通わんといかんのですが、費用がかかり過ぎる。認定してもらわんことには十分な治療もできん」

(略)十蔵さんは、土呂久公害の認定基準が、慢性ヒ素中毒症に限定されているための犠牲者といえる。この基準のワクが広がらないかぎり“埋もれ患者”の救済はむずかしい。

「自分の病気は本人が一番知っちゃう」という十蔵さんの苦境はいつ晴れるのか。

159-5 同志会による佐藤チトセさんの知事あつせん取り次ぎ拒否

文書1

委任状

住所 高千穂町土呂久惣見○○○○

氏名 佐藤チトセ 印

私は土呂久地区公害健康被害補償金の一時払請求希望に当り、第5次認定患者の話合により選任しました代表者小笠原仁一にその交渉の一切を無条件にて委任致します。

昭和51年 月 日

誓約書

住所 高千穂町土呂久惣見〇〇〇〇

氏名 佐藤チトセ 印

私は土呂久地区公害健康被害補償金の一時払請求について貴殿に委任致しました以上、中途において如何なる事情等相生じても取消し、又は変更等絶対に致しませんことをお誓ひ申し上げます。

昭和 51 年 月 日

第 5 次認定患者

代表 小笠原仁一殿

文書 2

補償金の一時払請求に関する委任状と誓約書提出中の処、同居家族の同意書添付の必要がありますので、佐藤トネ、佐藤幸利御両人の署名捺印の上 4 月 24 日まで提出下さい。

追而 委任状は一応返戻申上げますから同意書式通相添え同時にお出し下さい。尚、指定期日まで提出なき時は、希望之無ものと看做し処理致しますから、為念申添えて置きます。

昭和 51 年 4 月 20 日

世話人代表 小笠原仁一 印

惣見 佐藤チトセ様

文書 3

同意書

第 5 次土呂久地区公害病被認定患者名

佐藤チトセ

右の者は私の祖母に当りますが、今回公害健康被害補償金一時支払請求に同意し、後日に至り訴訟事件へ持込まざることを誓約しておりますが、私もこのことに同意いたします。

昭和 51 年 4 月 24 日

住所 高千穂町大字岩戸土呂久

氏名 佐藤幸利 印

第 5 次土呂久地区公害病被認定患者代表 殿

文書 4

昭和 51 年 4 月 26 日

同志会代表 小笠原仁一 印

佐藤チトセ殿

補償金一時払請求の件について

首題の件に関し（不明）に4月24日提出中の委任状、誓約書及同意書などの書類は一応預っておりますが、世話人会会議の結果、故佐藤勝氏の実母で目下慰謝料問題提訴中の事であり、常識上矛盾の点があるやに結論が出ましたから、当同志会としては取次ぎ斡旋いたし兼ねます。不悪ず御諒承被下度、此の段、関係書類同封返送致します。

159-6 第5次あっせんを受けた佐藤アヤさんの手記

佐藤アヤ著「いのちのかぎり」P49~56より

知事斡旋

（昭和51年）7月7日、聞き取り調査のため、午後5時から6時半まで、院長室で。県からは戸高、富永さん2人。先づ問診の様な事から始まって、斡旋の事まで色々と。その時、補償額の事、男女の差別をどう思うかときかれたので私は、

男でも女でも同じ人間だから、差別をする必要はないと思います

と言った。最後に斡旋の事に付いて何か質問があればききたい、と言ったから、私は、土呂久でも水俣でも重症に変わりはないのだから、水俣判決の額はどうしても受けさせて貰います

補償額はこの次に聞きます、と別れた。

7月31日、最後のきき取り調査のため、午後1時より役場の車で岩戸屋へ。会場は一番奥の広間で、一人ずつ呼ばれて中に入る。

県の斡旋専門委員の3人と向いあって、真中に福田、右に佐竹医師、左に若い弁護士。左手に県、町、支所の職員がずらりと並ぶ。きき取りたんびに同じ様なことをきかれて、最後に斡旋の事に付いて何か希望はないか、と云われたので、自分の希望額を書き、下に内訳等記して差出した。左の方から佐竹さんが出て来て、文書を取上げて声高々と読み上げた。すると若い弁護士が、すぐに口を出した。

あなたの砒素中毒の為の色素沈着は認めるが、手足の末梢神経はリウマチのせいだから砒素のためとは云えない。あなただけではないよ、前の2人も1人はじん肺、1人は脳軟化症。この人達も砒素のためではない。だから末梢神経を補償額に加えれば幾らか高くなるが、その代り障害福祉年金が貰えなくなりますよ。それよりも今まで通り年金をもらって、手足の事は言わずに補償金を受けた方がよいでせう。あなたの障害福祉年金は、手足の末梢神経のために出ているんだから

と云う。佐竹医師もいっしょに言った様な気がする。

次に、

あなたが示した希望額よりひよっとしたら高いかも知れん。ひよっとしたら低いかも知れん。又何分の一位低いかも知れんが、その時はどうしますか。

その時は又考えます。

どうゆう風に考えるのか？ 訴訟でも起す考えか。

訴訟はしません。

どうゆう意味で訴訟しないのか。

体がもてないからです。

何といっても多勢に無勢、何のていこうも出来ず、すごすごと引下がらねばならない哀れさ。約 30 分でこの日は打切り。

8 月 2 日、小笠原仁一さんが血相かえて病室には入って来らした。

おまや、なしたつこさんが室までいっしょに行くちゅうのに断って一人で行ったっかの。

仁一さん、そりゃちがうばい、役場の人が、アヤさん一人じゃ階段の所があぶねき、たつこさん連れち行きな、と言わした。室の戸口の所で待ちない、中には一人でいいから言ったら、たつこさんな廊下で待ちよつたつよ。

おまや白紙で委任しておきながら、何で希望額等数字で表したりするとかの。

それは向うが、斡旋の事に付いて何でも希望があったら言いなさい、と言ったから、言うたじゃん。

と言ったら黙らした。

そして、訴訟など絶対起さないと云う申立書を書かされた。

10 月 13 日、斡旋案提示のため午後 2 時から岩戸支所に集った。平野環境長から一人一人に斡旋案を示した袋を手渡された。しばらく説明があつて後、

何か意見があれば言って下さい

と云ったが、その時は何も言わなかつた。仁一さんが、

関係者の方は 10 分位席を外してもらいたい

と云った。患者だけ残った。

何か意見のある人はないか？

その時私は仁一さんの前まで行って、

私はどうしても斡旋案が低すぎる。本当は 7 月 31 日に示した額 (2253 万 6000 円) 要求したいが、それが出来なければ最低 500 万は受けねば納得出来ないから、今すぐ環境長と町長さんに話して下さい

と頼んだ。仁一さんは、

ではその様に話すから

と引受けてくれた。そして斡旋案を受諾しないの所にまるをつけて見せたら、

それは斡旋をきよ否する事になるよ

と言った。仕方なく、受諾するにまるを付け直した。(略)

10 月 15 日 10 時頃仁一さんが来らして、

どうしても、補償金を受取った後、訴訟に持込まれては困るから一札入れてくれ

と云う。私は、

此の前書いたから、もう書かん

と言った。が、どうしても書いてもらわにゃ困ると言って動かない。
そんなら補償額をいくら上積してくれるか。それがはっきり分ったら書こう
と云ったら、
いやそれは、いったん決まった額だから、そう簡単に動かす事は出来ないだろう。それは
は約束出来ない

と云う。

この上言う事を聞かんなら、たった今、この場で斡旋を打切ってもらおう

と云う。其の時、室に私の姉ハルと上岩戸の佐藤正さんと来ていて、

もう何も言わずに、仁一さんの言わすごとしちよけ、と言う。

私は胸もはりさけんばかりに腹が立ったが、仕方なく筆を取上げた。仁一さんはちゃんと下書きを持っていて読むので、私はその通り書いた。補償金を受取った後訴訟するなら、直ちに告訴すると云う意味の事で、便箋に一枚位書いた。

もう一枚書くから待ちない、と云ったら、

自分は忙しいから、後でコピーしてやる

と云って帰った。(略)

10月16日、補償交渉のため午前10時役場の車で岩戸支所へ。先づ県知事、町長とあいさつがあって調印式が終り、いよいよ住友鉱山社長が患者一人一人に補償金の袋を手渡した。袋に名前と金額が記してあった。斡旋案と同じ金額の字がかすんで見えた。只の一銭も上積みされてはなかった。せめて500と云う字でも見えたなら懐に持って来たあの歌は出すまいと思ったが、余りにも人をばかにした斡旋案に、堪忍袋がはじけた。無念の涙が溢れた。後を見たら、記者さんは一人もいないので、便箋に書いた歌を朝日の記者さんに渡して下さいと、芥川さんに頼んだ。

半世紀うらみはこもる補償金受けて哀しや命の代価

わが疾病(やみ)を砒素中毒と切り離し低額迫る行政に泣く

鉱毒に耐え忍び来し片輪鳥いびつの指に涙払えず

ひとすじに土呂久を救う愛の灯よ助けの神よあゝ守る会

山吹の花も豊かな故さとに何時の日かえる土呂久の村よ

明朝この歌が朝日新聞に記載された時、私の鉱毒の50年間の苦しみが世間の人々に少しでも解ってもらえる事を祈りながら。

159-7 第5次知事あっせんに関する報道

1976年3月19日朝日新聞社会面記事

「土呂久公害患者認定 / 新たに38人答申」

宮崎県公害健康被害認定審査会(会長・林栄治国立赤江療養所長)は18日、土呂久公害患者として38人を新たに認定するよう、宮崎県に答申した。県は、答申通り認定する

方針で、認定患者はこれで計 86 人となる。

1976 年 4 月 28 日朝日新聞記事

「土呂久公害の第 5 次認定患者 / あっせん派は 34 人」

土呂久公害第 5 次認定患者のあっせん派（小笠原仁一世話人）は 27 日、元鉱業権者、住友金属鉱山との補償あっせんを、県に依頼する患者を最終的に 34 人と決めた。地元の西臼杵郡高千穂町を通して、近く依頼書を提出する。

第 5 次患者として、3 月 24 日に認定されたのは 38 人。このうち、損害賠償訴訟を起こしている原告の家族 2 人と障害福祉年金などをもらっている 2 人が、あっせん派に加わらなかった。あっせん派は、認定後、小笠原さんを世話人に選び、1-4 次と同じ一時金の打ち切り補償を望んでいることを高千穂町に伝えるとともに、あっせん希望者を募っていた。最後まで去就の決まらなかった女性の患者が、この日、小笠原さんに白紙委任状を提出、あっせん派に加わった。

1976 年 4 月 28 日朝日新聞記事

「絶縁通告に衝撃 / 裁判闘争でも苦境に」

第 5 次認定患者のほとんどが、あっせん派に加わったことにより、県のあっせんを痛烈に批判し、裁判闘争を支援してきた「土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会」は、苦しい立場に追い込まれている。患者同士の複雑な内情あつてのことだが、埋もれた患者の発掘と手助けをしてきた「守る会」が、患者から「絶縁状」を突きつけられたことは、結成以来 2 年、初めて迎えた試練だ。

宮崎市吉村町にある落合正会長の自宅。27 日までに 6 通の脱会届が配達された。いずれも第 5 次認定患者からのもので、「都合により守る会を脱会いたしたく……」。「もともと、患者は守る会の会員ではなく、入会も脱会も無関係」と落合さんはいうが、あとで来た 4 通が内容証明付郵便だったのには、ショックを受けていた。6 人は、岡山大学医学部による 49 年秋の自主検診を受け、認定の自主申請までしており、今月初め、「守る会」が土呂久で開いた交流会にも出席していた。ところが、突然の絶縁通告。6 人は、裁判闘争を支援している「守る会」と縁を切ることを条件に、あっせん派に加えてもらったという。

落合会長は「あっせんを申し込むか、裁判に踏み切るかは患者の自由。守る会の目的は、埋もれている患者を掘り起こし、救済すること」といい、患者の手足に徹するという。(略)

5 次の患者が、県のあっせんへなだれ込んだため、訴訟派は完全に少数派になってしまった。

1976 年 5 月 1 日朝日新聞社会面記事

「補償金 / 県にあっせん依頼 / 土呂久公害の患者 34 人」

宮崎県の土呂久公害で、県が公害病に認定した第 5 次認定患者 38 人のうち、34 人が

30日、公害健康被害補償法による障害年金を「低額」として拒み、元鉱業権者、住友金属鉱山（本社・東京）との補償あっせんで県に依頼した。あっせんで拒否して裁判闘争に踏み切った訴訟派は5月26日の第1回口頭弁論を前に苦しい立場に追い込まれそうだ。

（略）今回の認定は提訴後初めて。県は公害健康被害補償法に基づく障害年金を受けるよう指導、年金算定の基礎となる症状のランク付け作業を進めていた。ところが、5、60歳代が大半を占める第5次認定患者たちは年金よりも、一時金を望み、訴訟の意向を固めている患者など4人を除いて、あっせん依頼書を取りまとめた。補償法が患者にきらわれたのは、障害年金の低さ。年金は特級から3級まで4つの症状ランクと年齢によって決まるが、これまで、あっせんで拒み、補償法の適用を受けている3人の患者はいずれも最低の3級で、月額2万円余。認定基準が皮膚障害などに限られ、内臓疾患を除いているのでランクは全般的に低い。

あっせんで依頼した患者の一人、小笠原仁一さん（71）は「月2、3万円の年金では生活できず、裁判に訴えても判決まで何年かかるかわからない。県のあっせんで一時金をもらわざるをえない」と患者の救済にならない補償法を批判している。

福渡靖・宮崎県環境保健部長の話 あっせんに乗り出すかどうか方針は決めていない。補償法がある限り、制度に基づいて運用すべきなのだが……。

1976年5月30日朝日新聞記事

「ランク付けに検診 / 土呂久公害の5次認定患者 / きょう高千穂で」

県は土呂久公害の第5次認定患者48人について30日、西臼杵郡高千穂町の高千穂保健所で症状のランク付けのための検診をし、6月末ごろまでにランク付けを終える。ランク付けのために特別の検診をするのは初めて。

（略）第5次認定患者のうち、4月末に34人が県に依頼した補償あっせんは、いまのところ、知事の決定待ち。

1976年5月31日朝日新聞記事

「第5次認定患者を特別検診」

土呂久公害第5次認定患者48人に対する特別検診が30日、西臼杵郡高千穂町の高千穂保健所で開かれた。県公害被害者認定審査会（会長・林栄治国立赤江療養所長）の医師ら5人が内科、神経科、皮膚科に分かれて、検診した。6月末までに決定する。

3月末に認定された38人のうち、34人は「年金より一時金が欲しい」と県に対し、土呂久鉱山前鉱業権者の住友金属鉱山との補償あっせんで依頼しており、この日の検診に複雑な表情。あっせん派の小笠原仁一世話人は「法の建前からいけば、ランクづけの検診も仕方がないが、大部分はいまも県のあっせんで希望している。県は会社とのあっせんで進めて欲しい」と言っていた。

1976年6月16日朝日新聞社会面記事

「宮崎県あっせんに乗り出す / 土呂久公害の患者補償」

宮崎県西臼杵郡高千穂町の土呂久公害で、第5次認定患者34人から補償あっせんに依頼されていた県は15日、元鉦業権者の住友金属鉦山（本社・東京）とのあっせんに乗り出すことを決めた。

（略）あっせん額に不満だったり、あっせんに拒否した患者ら6家族が去年末、宮崎地裁延岡支部に、平均3千万円の損害賠償訴訟を起こした。5月26日の第1回口頭弁論で患者代表が、県のあっせんに「企業寄り」と激しく非難したこともあり、県は、あっせんの継続に慎重な構えを見せていた。

1976年6月18日朝日新聞記事

「補償あっせんするな / 土呂久・松尾等鉦害の被害者を守る会 / 県に抗議し要求」

「土呂久・松尾等鉦害の被害者を守る会」（落合正会長）は17日、県が土呂久公害第5次認定患者の補償あっせんに乗り出すことを決めたことに抗議し、あっせんをしないよう要求した。県は「あっせんは患者と元鉦業権者、住友金属鉦山双方から依頼されたもの」と、突っぱねた。

（略）法廷で加害責任を否定している住友金属鉦山も法的責任とは別に、補償あっせんには応じるとしている。県は、9月ごろまでにあっせん案をつくり、双方に示す方針でいる。

1976年7月7日朝日新聞記事

「あっせん派37人に / 土呂久5, 6次認定患者 / 11人は訴訟準備」

県は6日、土呂久公害の第6次認定患者3人について、元鉦業権者、住友金属鉦山（本社・東京）との補償あっせんをすることを決めた。第5次患者34人と合わせて、あっせん派は37人となった。（略）

一方、あっせんに加わらなかったのは第5次患者4人、第6次患者7人の計11人。このほとんどが、提訴に踏み切る構えでいる。

1976年10月10日朝日新聞記事

土呂久公害の第5, 6次認定患者から、元鉦業権者の住友金属鉦山（本社・東京）との補償あっせんに依頼されていた県は、13日に地元の西臼杵郡高千穂町岩戸支所で、患者と住友金属鉦山の両者にあっせん案を提示することを決め、9日までに双方に通知した。

あっせんに希望していたのは第5次患者38人のうち、34人と第6次患者10人のうち、3人の計37人。認定された患者は、公害健康被害補償金で、医療費や障害年金などを受けられることになっているが、「障害年金は、月3万円程度で、安すぎる」とする患者たちが補償法の適用を拒否し、従来通り県のあっせんに希望していた。

(略) あっせん案は平野之道県環境長が提示、患者 37 人全員と住友金属鉱山の堤信夫保安環境部長が出席する。あっせんはこれまで県議会で「密室の強要」と批判されたり、「低額すぎる」と拒否されたりしたこともあった。しかし、今回は、あっせんを渋る県に対して患者が強引に頼み込むかたちとなっているだけに、患者はあっせん案をそのまま了承するとみられる。

あっせん派に加わらなかった 5 次の 4 人、6 次の 7 人の計 11 人は、来月にも予定されている症状のランク付けに基づいて、公害健康被害補償法の障害年金を受ける。また、そのほとんどの患者が第 2 次原告団として「土呂久公害訴訟」に加わる。

1976 年 10 月 13 日朝日新聞記事

「あっせんに波乱？ / 土呂久公害の補償 / 患者が希望案出す」

(略) 県は 13 日、双方にあっせん案を提示するが、患者の一人が約 2300 万円の「希望案」を提出していたことがわかり、あっせん額の多少によっては、拒否する動きも出ている。

高千穂町立病院にリウマチなどで入院中の佐藤アヤさん (57) で、7 月 31 日、県のあっせん案審議専門委員から事情を聴かれた際、「希望案」を文書にして手渡した。

水俣病裁判の賠償額 1800 万円を基礎に、その後の物価上昇分を加え、2253 万 6000 円をはじき出している。「希望案」には「私は、13 歳の時から、胃腸障害と気管支炎に苦しめられ、青春の夢も人並みの生活も断たれました。水俣の患者も土呂久の患者も被害者に変わりはないと思います」と付け加えている。

1976 年 10 月 14 日朝日新聞社会面記事

「土呂久補償あっせん額提示 / 宮崎県」

宮崎県は 13 日、西臼杵郡高千穂町の土呂久公害の第 5、6 次認定患者 37 人と、旧土呂久鉱山の元鉱業権者である住友金属鉱山 (本社・東京) に対して、高千穂町岩戸支所で、補償あっせん額を提示した。額は最高 450 万円、最低 300 万円、1 人平均 352 万円で、総額 1 億 3030 万円。患者側は、県に白紙委任しているため、会社側とも了承し、16 日、高千穂町岩戸支所で、正式調印する。

1976 年 10 月 14 日朝日新聞宮崎版記事

「土呂久公害補償の県あっせん額 / 患者期待はずれ」

土呂久公害認定患者 37 人に対する県の補償あっせん額の提示は 13 日午後 2 時から、地元の西臼杵郡高千穂町岩戸支所であった。1 人平均 3000 万円の損害賠償を請求している「土呂久公害訴訟」が去年暮れに提訴されてから初めてのあっせんだけに、患者側は、かなりの補償額を期待していたが、提示された額はこれまでの補償額に物価上昇分をスライドさせた程度。一様に「期待はずれ」の表情を隠さなかった。

(略) 佐藤アヤさん (57) の補償額は 400 万円。「鉍毒のため、14 年 8 カ月間、寝たきり。その結果がこれです。手足の関節障害で、42 年には 1 級の身障者に認められており、最低でも 500 万円と思っていた。ばかにしている」と語っていた。いったんはあっせん案を拒否するとの意思を示したが、「第 5 次認定患者同志会」(小笠原仁一代表) の説得で、受諾することにした。

「あっせんを拒否したからといって、裁判までする気はない。これをのまなければ、どうにもならない、といわれて……。でも、満足しているわけではない。補償額を積み上げてほしい」と泣き出しそうな顔で複雑な心境を語った。

あっせん額は個別に金額を書きこんだ封筒を平野之道県環境長が患者一人一人に手渡した。患者たちは、ひざの上で封をそっと開き、のぞき込んだ。「もともと白紙で県に頼んでいたのだから、なにもいいません。ただ、決して満足できる額ではない」と小声で不満をもらしていたが、平野環境長の「質問は」の声に、発言する人はなかった。

患者側は 15 日に正式に県に回答し、16 日に調印する。

小笠原仁一会長の話 もともと白紙で県に頼んだ。結果についてはなにもいわない。全員が了承したので、できるだけ早く、補償金がもらえるようにしたい。

平野環境長の話 慢性ヒ素中毒症の症状は、限定されており、あっせんもむずかしい。今後は、法による障害年金を受けるよう指導してゆきたい。

1976 年 10 月 17 日朝日新聞社会面記事

「37 人が補償協定に調印 / 土呂久公害」

宮崎県西臼杵郡高千穂町の土呂久公害の第 5, 6 次認定患者 37 人と元鉍業権者の住友金属鉍山 (本社・東京、藤崎章社長) は 16 日午前 11 時から、高千穂町役場岩戸支所で黒木博知事のあっせんで補償協定に調印、住友金属鉍山は総額 1 億 3030 万円の補償金を支払った。補償額は 1 人最高 450 万円、最低 300 万円。住友金属鉍山はこれまで第 1 次—4 次認定患者に 1 億 3430 万円 (うち 1 千万円は地域振興費) の補償金を払っており、今回を含めて補償額は総計 2 億 6460 万円となった。

1976 年 10 月 17 日朝日新聞宮崎版記事

「補償金に終始無言 / 恨みを歌に託す患者も」

1 億 3030 万円が紙袋に区分けされ、机の上に並んだ。16 日、高千穂町岩戸支所で開かれた土呂久公害患者 37 人と住友金属鉍山との補償調印式。ジュラルミン製のカバンに現金を詰めて、式に臨んだ会社側は、調印終了と同時に、藤崎章社長が、患者一人一人に補償金を手渡した。患者は終始無言だった。

水俣病判決を基礎に、2253 万 6000 円を要求しながら、400 万円の補償額で調印した同町土呂久南、佐藤アヤさん (57) は「きょうは何もいえない」といい、便せんに走り書きした短歌を見せた。

「半世紀うらみはこもる補償金受けて悲しや命の代価」「わが疾病（やみ）をヒ素中毒と切り離し低額迫る行政に泣く」「鉍毒に耐え忍び来し片輪鳥いびつの指に涙払えず」

調印式に立ち会った黒木知事は「補償金をもらいながら、裁判を起こした人もいる。会社にもいろいろ事情があったようだが、私は、心の底から、被害者のことを思い世話してきた」とあいさつした。患者の代表の小笠原仁一さん（70）は「公害健康被害補償法による救済制度があり、あっせんはむずかしいと思っていた。調印できてほっとしている。会社にうらみはない」といった。

1976年10月19日朝日新聞記事

「鉍害補償で守る会が抗議 / 認定基準が広まれば / 『あっせんやり直せ』」

「土呂久・松尾等鉍害の被害者を守る会」（落合正会長）は18日、さきに行われた土呂久公害の第5、6次認定患者の補償あっせんについて「低額で、患者の願いを踏みにじった」と県に抗議した。「守る会」は「今後、認定基準が広がった場合、あっせんを見直して上積みするか」と迫ったが、県は「補償協定には将来の請求権を一切放棄する条項がある」と、突っぱねた。

159-8 5回にわたる知事あっせん

	あっせんの成立日	受諾患者数	補償金総額 (1人平均)	備 考
第1次あっせん	1972年12月28日	7人	1680万円 (240万円)	受諾者中3人が訴訟に参加
第2次あっせん	1974年2月2日	5人	1110万円 (222万円)	受諾者中1人が訴訟に参加
第3次あっせん	1974年12月27日	10人	2720万円 (272万円)	受諾者中3人が訴訟に参加 *斡旋額提示後3人が拒否
第4次あっせん	1975年5月1日	23人	6920万円 (301万円)	受諾者中1人が訴訟に参加
第5次あっせん	1976年10月16日	37人	1億3030万円 (352万円)	受諾者中1人が訴訟に参加
計		82人	2億5460万円 (310万円)	受諾者中9人が訴訟に参加 *斡旋額提示後3人が拒否

